板橋区 LINE 公式アカウント運用ポリシー

(令和5年7月1日 5板政IT第194号)

(目的)

第1条 本ポリシーは、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、板橋区 LINE 公式アカウント(以下、「本アカウント」という。)を適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本ポリシーは、本アカウントを利用するすべての方(以下、「利用者」という。) に適用され、本アカウントを利用することにより、本ポリシーに同意したものと みなす。

(用語の定義)

- 第3条 本ポリシーにおける LINE とは、使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) LINE LINE 株式会社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス。
 - (2) 友だち追加 利用者が、常に自分の LINE アカウントで情報を受信できるように設定すること。
 - (3) 情報配信 本アカウントの友だち追加をした利用者のアカウントに対して、区がテキストや 画像などを送信すること。

(運用体制)

- 第4条 本アカウントの運用に係る管理体制は次のとおりとする。
 - (1) 本アカウントの運用管理責任者(以下、「管理者」という。)は IT 推進課長とし、 情報配信を除く本アカウントの運用管理については IT 推進課が所管する。
 - (2) 本アカウントの運用管理のうち、情報配信の責任者は広聴広報課長とし、情報配信に関する業務は広聴広報課が所管する。ただし、広聴広報課長が別に定める所管課については、当該所管課長を責任者とし、当該課が情報配信を所管する。
 - (3) 運用補助者は、IT 推進課及び情報配信を行う所管課の職員とする。
 - (4) 管理者は、関係する所管課長に対し、本アカウントの運用管理について必要な指示を行う。

(アカウント)

- 第5条 本アカウントの登録内容は次のとおりとする。
 - (1) 名前:板橋区
 - (2) アカウント名:@itabashi

(遵守事項)

第6条 区は、区が別に定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」及びLINE株式会社が定める各種利用規約を遵守する。

(なりすまし等の防止)

- 第7条 区は、第三者によるなりすまし等を防止するため、本アカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。
 - 2 区は、なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、 なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報配信の内容)

- 第8条 本アカウントにより区民等に配信できる情報は次のとおりとする。
 - (1) 区のイベント情報や施策、板橋の魅力を感じられる情報
 - (2) 区民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報
 - (3) 区民生活の利便性向上に資する情報
 - (4) その他、広聴広報課長が適当と認める情報

(情報配信の方法)

- 第9条 本アカウントにより行う情報配信の方法は、以下のとおりとする。
 - (1)情報配信は、原則として広聴広報課長の判断を必要とする。ただし、本ポリシー 第4条第1項第2号により別に定める所管が行うもの、及び情報配信の即時性を 考慮し、緊急の場合や事前に広聴広報課長の判断を得ている場合は、この限りで はない。
 - (2)配信した内容に誤りがあった場合は、発覚後ただちに、情報を受信した利用者に対し、訂正内容を発信する。
 - (3) 上記のほか、情報配信の運用方法は広聴広報課長が別に定める。

(個別メッセージへの対応)

第10条 利用者から投稿された本アカウントへのメッセージ等に対し、原則として個別の 返信は行わない。ただし、特に管理者が必要と認めるものは、この限りではない。

(免責事項)

第11条

- (1) 本アカウントにより提供する情報、プログラム、各種サービス、その他本アカウントに関するすべての事項について、その完全性、正確性、安全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 区は、本アカウントに関連する情報を利用又は信用して生じた直接的又は間接的な損害、本アカウントに関連して生じた利用者間又は利用者と第三者間のトラブル及びその被った損害については、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- (3) 区は、予告なく当アカウントを停止又は終了することがある。
- (4) 区は、予告なく本運用ポリシーを変更する場合がある。

附則

この運用ポリシーは、令和5年7月1日から施行する。